

用語の解説

英数字

●DV（Domestic Violence：ドメスティック・バイオレンス）

現在または元の配偶者、内縁関係、交際相手といった親密な関係にある者の間で、一方が他方のパートナーをさまざまな暴力を用いて支配する関係のこと。身体的暴力（殴る、蹴る等）のみならず、精神的暴力（暴言、無視等）、経済的暴力（生活費を渡さない等）社会的暴力（交友の制限等）、性的暴力（避妊に協力しない等）なども含めます。

●MR（Measles・Rubella）

麻疹（＝はしか、Measles）・風しん（Rubella）。

●NPO（Non Profit Organization：特定非営利活動法人）

ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。

●SNS（Social Networking Service）

ソーシャルネットワーキングシステム（Social Networking Service）の略称です。インターネット上で人と人をつなぐサービスの略称で、近年では、コミュニケーションツールとしてだけでなく、情報発信等にも広く活用されています。

あ行

●いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するための方針です。

●医療的ケア

学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為です。

●ウエルカムパーティー

子育て交流センターで定期的開催するイベントです。市外から転入した子育て世帯に対し、大分市の子育てに関する情報提供を行うとともに、交流会を開催し、大分市で安心して子育てできるよう支援します。

●大分県中央児童相談所

児童相談所はこどもの福祉の推進を図るため児童福祉法に基づき設置された県の機関で、18歳未満のこどもに関する専門的相談を扱っています。児童福祉司、児童心理司などが相談に応じ、必要に応じて社会診断、心理診断などを行い、こどもの自立支援を行います。また、必要な場合にはこどもの一時保護や、児童福祉施設又は里親への措置も行います。

●大分市交通問題協議会

学童・園児の通学路等における交通事故防止はもとより、広く交通安全対策の徹底を図るため、警察署等を含むメンバーで構成された協議会を昭和61年に設置しました。

●大分市子ども家庭支援センター

中央（大分市庁舎城崎分館）、東部（鶴崎市民行政センター）、西部（植田市民行政センター）の3か所に設置しており、子育ての心配やこども自身の悩み事など、0～18歳未満までのこどもに関するあらゆる相談を受けるところです。相談内容に応じて、利用できるサービスの紹介やカウンセリングを行い、よりよい解決やこどもの成長をお手伝いします。中央では、DV相談も受け付けています。

●大分市子ども家庭センター

児童福祉法等の改正により市町村の設置が努力義務とされているもので、母子保健機能と児童福祉機能を一体的な組織として、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへの相談支援を行うところです。大分市には、令和6年4月より、中央（大分市庁舎城崎分館及び大分市中央保健センター）、東部（鶴崎市民行政センター）、西部（植田市民行政センター）の3か所に設置しています。

●大分市児童虐待問題等特別対策チーム

児童虐待や配偶者からの暴力、非行や不良行為など複雑・多様化する児童虐待問題等について総合的な対応を図るため庁内に設置している対策チームです。

●大分市生活安全推進協議会

市民生活に係る安全意識の高揚を図り、市民の自主的な安全活動を推進することにより、安心して生活できる環境を確保することを目的に平成11年に設置された協議会で、地域の生活安全推進活動団体の代表者や専門知識を有する学識経験者で組織されています。

●大分市相談支援ファイル「つながり」

医療、保健、福祉、教育、労働等の各機関が保護者と必要な情報を共有し、連携して相談・支援を行うために、特別な支援や配慮を必要とする幼児児童生徒の情報を整理したファイルです。

●大分市要保護児童対策地域協議会

要保護児童等（虐待を受けている児童のほか、保護者のない児童又は保護者に監護されることが不適当であると認められる児童等）の適切な保護を図るため、要保護児童及びその保護者等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う機関のことでです。

●大分市要保護児童対策地域協議会中学校区実務者会議（中学校区子どもを守る地域ネットワーク会議）

児童虐待問題に対応するため、大分市が独自に開催している会議です。この会議は、地域（中学校単位）のこどもに関わる関係機関（小・中学校、幼稚園、保育所、警察、民生委員児童委員、児童養護施設、児童相談所、保健所等）の実務者により構成されます。

●大分市幼保小連携推進協議会

大分市の幼稚園、保育所、認定こども園等の幼児教育・保育施設と小学校との連携に関する各校区、行政等の取組みの進捗状況や幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図る連携のあり方などについて情報交換や研究を行う場です。

●お母さんひろば

0～5歳のこどもの母親が、互いの体験や不安を話し交流しあうなかで、子育ての基礎的な知識を学んだり、自分への自信を取り戻していくものです。1週間に1回2時間で6回連続の託児付き講座です。

か行

●学校運営協議会（コミュニティ・スクール）

学校運営の改善の取組をさらに一歩進めるものとして、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って、学校の運営に参画することを可能とする制度のことでです。校長が作成する学校運営の基本的な方針について承認を行うことや、学校運営全般について教育委員会や校長に意見を述べることで、教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べるができます。

●学校内外での相談・指導等

学校内外での相談・支援等とは、不登校児童生徒に対する、学校内（養護教諭、スクールカウンセラー等）や学校外（教育支援センター、医療機関、民間施設等）による専門的な相談・支援等のことを指します。

●学級集団検査（hyper-QU）

学校生活における児童・生徒個々の意欲や満足感、学級集団の様態を質問紙によって測定するもので、いじめや不登校の未然防止、よりよい学級集団づくりに活用することができます。

●学級生活満足群

学級集団検査（hyper-QU）において、学級内に自分の居場所があり、学校生活を意欲的に送っている児童・生徒が位置・分類される群のことでです。

●家庭的保育事業

保育士等の資格を持つ家庭的保育事業者が、少人数を対象に保育者の居宅など家庭的な環境の中で、こどもの発達段階に応じたきめ細やかな保育を行う事業のことでです。

●企業主導型保育事業

認可外保育施設が運営する事業所内保育事業のうち、国が設けた独自の基準を満たし、国からの助成及び援助を受けて保育を提供する事業であり、保育施設を設置した企業で働く従業員のこどものほか、地域において保育を必要とするこどもに保育を提供します。

●合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当します。

●合理的配慮

一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じて、教育内容や方法、支援体制や施設・設備について、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことです。

●高齢妊婦

年齢の上昇にともなって胎児の先天異常、妊娠合併症のリスクや帝王切開分娩の割合が高いことが知られています。ちなみに、35歳以上で初めて出産する初産婦を高年齢出産と定めています。（日本産科婦人科学会より）

●子育てサロン

主に地域のボランティア、民生委員・児童委員、主任児童委員等が組織しており、地域の公民館などを利用して、子育て中の親子が気軽に集う、ふれあいの場として開設しています。

●こども連絡所

こどもたちが、登下校時や公園・広場などで知らない人から声をかけられたりした時に、助けを求めることのできる民家、商店、事務所などです。

●産後うつ

産後1～2週間から数か月以内に気分の落ち込み、日常生活で興味や喜びがなくなるなどの症状が現れ、これらの症状が2週間以上続き、そのために著しい心理的な苦痛を感じたり、家事や育児に障がいをきたしたりする場合に、産後うつ病が疑われます。

●事業所内保育事業

保育施設を設置した企業で働く従業員のこどものほか、地域において保育を必要とするこどもに保育を提供する事業です。

●自主防犯パトロール

こども達の登下校時の見守り活動等、安全・安心な市民生活のため地域住民等が自主的に取り組む防犯活動です。揃いのベストやたすき等を着用し、その活動を広く周囲にアピールすることで、防犯抑止に大きな力を発揮しています。

●次世代育成支援対策推進法

これまでの少子化対策の取組みに加え、さらに踏み込んだ対策を総合的に推進するため、平成15年7月に成立・公布されたのが「次世代育成支援対策推進法」です。この法律の中では、次代の社会を担うこどもの育成環境の整備を行うため、国や地方公共団体及び一般事業主（300人以上雇用の場合）に「行動計画」の策定が義務付けられました。この法律は平成26年度末までの時限立法でしたが、法改正により法律の有効期限が平成37年3月31日まで10年間延長されました。

●児童生徒支援引継ぎシート

学年間や学校種間のきめ細かな連携を通し、いじめ等を含む問題行動や不登校を未然に防止するとともに、継続した指導・支援を行うための引継ぎシートのことです。

●社会福祉法人

社会福祉事業（各種福祉施設や保育園、病院や診療所などの医療機関の運営等）を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された社会福祉法第22条で定義される公益法人を指します。

●若年妊婦

20歳未満の妊婦のことです。若年では、身体的・社会的・精神的未熟性のためリスクを伴いやすくなります。

●小1の壁

こどもがいる親が、こどもの小学校入学を機に仕事と育児の両立が困難になることをいいます。延長保育制度がある保育所に対して学童保育（放課後児童クラブ）は終了時間が早いことや、保護者会・授業参観など平日の行事が増えること等が原因と考えられます。

●小規模保育事業

3歳未満児の少人数(定員6～19人)を対象に、比較的小規模できめ細やかな保育を行う事業です。

●小児救急電話相談

こどもが病気やケガで心配なときや、病院へ行った方が良いかどうか判断に迷ったとき、看護師が相談に応じます。

●助産所

助産師が、分娩の手助けや妊産婦等に保健指導等を行う場所のことです。

●女性相談支援センター

令和6年4月「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行により、婦人相談所から女性相談支援センターに名称変更されました。各都道府県に1か所設置されており、元々は売春を行うおそれのある女子の相談、指導、一時保護等を行う施設でしたが、婦人保護事業の中で女性に関する様々な相談に応じる中で配偶者間の暴力に関しても相談・保護に取り組んでおり、平成13年4月に成立した配偶者暴力防止法により、配偶者暴力相談支援センターの機能を担う施設の一つとして位置付けられています。

●人口置換水準

現在の人口を維持できる合計特殊出生率の目安のことです。国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集（2024）」によると、2022（令和4年）年時点では、2.07となっています。

●身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める身体上の障がいのある人に対して交付され、各種の福祉サービスを受けるために必要となるものです。手帳の交付対象となる範囲は、身体障害者福祉法別表により定められており、障がいの種類別に重度の側から1級から7級の等級が定められています。

●新体力テスト

文部科学省では、昭和39年以来「体力・運動能力調査」を実施していましたが、平成11年度の体力・運動能力調査から導入した「新体力テスト」は、国民の体位の変化、スポーツ医・科学の進歩、高齢化の進展等を踏まえ、これまでのテストを全面的に見直して、現状に合ったものとなりました。

●心肺蘇生法

呼吸が止まり、心臓も動いていないと見られる人に、一刻も早く脳に酸素を送り、救命へのチャンスを維持するために行う循環の補助方法です。心臓マッサージや人工呼吸を行います。

●スクールカウンセラー

学校で児童生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じ、カウンセリングをしたり、教職員や保護者に対して指導や援助をしたりする専門家のことです。平成7年以降、文部科学省が、暴力行為、いじめ、不登校などの解決と予防のために、臨床心理士など専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを小・中学校、高校に配置しています。

●スクールソーシャルワーカー

家庭環境等に起因するさまざまな課題を抱えるこどもに対応するため、児童相談所や福祉事務所等の関係機関との連携やこども、保護者、教職員支援等を行う、教育・社会福祉等の専門的な知識や技術を有する職員のことです。

●すくすく赤ちゃんルーム

6ヶ月から11ヶ月の乳児と保護者が毎月1回、こどもルームや保健所に集い、保育士や栄養士、保健師などが育児に関する講習を行い、遊びを通して交流の場を提供しています。

●すくすく大分っ子プラン庁内検討委員会

「すくすく大分っ子プラン」の策定、推進、実績検証等を行うために庁内の関係課で組織した委員会のことです。

●すこやか育児（電話）相談

中央保健センター、東部・西部保健（福祉）センター、各健康支援室において、保健師、栄養士が窓口相談・電話相談に応じるもので、乳幼児の保護者の方等を対象に育児に関する悩み等の相談に応じます。

●すこやか大分っ子サポートパトロール

各校区・地区の青少年健全育成協議会（青少協）が主体となり、青少年の非行防止及び安全確保のために行っている巡回・見守り活動です。自治委員・民生児童委員・補導員・老人会・学校教職員・PTA保護者・警察等、地域の実情に応じて関係者が協力して実施しています。

●生活困窮世帯

令和5年度に実施した「子どもの生活実態調査」において、世帯年収の質問への回答から貧困線を算出（同調査では118.8万円）し、その貧困線以下の世帯年収であった世帯及び同調査において世帯年収の質問に回答をしなかった世帯のうち、はく奪指標(※)に該当した世帯のことです。

（※）はく奪指標とは、人々がその社会で通常手に入れることができるものを所持できていなかったり、一般的に経験できていることが経験できなかつたりする状況を指標化したものです。

●生活習慣病

生活習慣(食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等)が深く関与し、発症の原因となる疾患の総称で、高血圧症・脂質異常症・糖尿病などがあります。

●精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）に定める一定程度の精神障がいの状態にあることを証明するもので、手帳の交付により精神障がい者の自立と社会参加を促進するための様々な支援を受けることができます。障がいの程度により、重度の側の1級から3級の等級が定められています。

●潜在保育士

保育士資格を持ち、現在保育所等に勤務していない人のことです。

た行

●地域子育て支援室

行政、地域、その他の団体が一体となって地域で子育てを支援できるようサポートを行う子育ての総合的な拠点です。保護者が「親」として育つための場づくりや情報提供、子育て相談（電話、面接、訪問）を行ったり、また地域で運営されている子育てサロンやサークルに対して運営方法や遊びの相談等、地域に訪問して支援活動を行っています。

●中1ギャップ

児童が、小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へうまく適応できない状態のことです。

●大分市要保護児童対策地域協議会中学校区実務者会議（中学校区子どもを守る地域ネットワーク会議）

児童虐待問題に対応するため、大分市が独自に開催している会議です。この会議は、地域（中学校単位）の子どもに関わる関係機関（小・中学校、幼稚園、保育所、警察、民生委員児童委員、児童養護施設、児童相談所、保健所等）の実務者により構成されます。

●適正受診

緊急やむを得ない場合を除き、かかりつけ医への診療時間内の受診を行うことです。「日中は仕事がある」「夜間の方が待ち時間が短い」などの理由で、休日・夜間に受診すると、救急医療を必要とする重症患者の対応が困難になるとともに、医療従事者の過重な負担にもつながります。

●乳幼児突然死症候群

それまで元気だった赤ちゃんが、何の兆候も既往歴もないまま、眠っている間に突然死亡してしまう疾患です。

な行

●認可外保育施設

保育を行うことを目的とする施設であって大分市長が認可している認可保育所以外のものです。認可外保育施設を設置した場合は、事業開始の日から1か月以内に大分市長に対する届出が義務付けられています。

●認定こども園

幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、幼児教育と保育を一体的に行うとともに、地域の子育て支援も行う施設です。

●ハイリスク児

低出生体重児、早期産児、病気や発育の遅れがある児、保育環境に課題がある児等で、継続支援が必要な児のことです。

●バリアフリートイレ

従来「多機能トイレ」と呼ばれていたものなど、高齢者や障がい者等の利用に適正な配慮が必要なトイレの総称です。

●ファミリーパートナー

子育て家庭の保護者や妊婦からの子育て相談に応じ、必要な子育て支援事業やサービスを紹介します。より専門的なアドバイスができるよう保育士、心理士、保健師が、子育て交流センター、鶴崎こどもルーム、稲田こどもルームに配置されています。

●フッ化物塗布

フッ化物ゲル、あるいは、フッ化物溶液を直接歯に塗布するむし歯の予防法です。うがい等が難しい乳幼児にとっては、特に有効なむし歯予防法として評価を得ています。

●不登校児童生徒

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものです。

●プレママ・プレパパスクール

初妊婦とその夫に対し、妊娠期からの身体的変化や子育てに関する知識などを学ぶ機会を提供し、不安の解消と、安心して出産を迎えられるために開催する育児教室です。

●保育コンシェルジュ

保育サービスに関する相談対応を行うとともに、地域における幼児教育・保育施設や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う専門の相談員です。

●放課後児童支援員

児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業を行う事業所の職員で、保育士等の資格を有し、かつ県が行う研修を終了した者のことです。

●放課後児童支援コーディネーター

大分市放課後児童健全育成事業において、放課後児童クラブ、保護者、学校等と連携を図りながら、放課後児童クラブに在籍する児童又は放課後児童クラブの利用を希望する児童であって特に配慮を要するものが、その発達段階や個性に応じ、安心して放課後を過ごすことができるよう支援する者のことです。

●保護命令制度

配偶者や同居する交際相手から身体的暴力や脅迫を受けた被害者が、裁判所に申立てを行うことで、裁判所が相手方に対し被害者への接近や電話等の禁止、住居からの退去を命じ、被害者の生命又は身体の安全を確保する制度です。

ま行

●麻しん

一般的には「はしか」と言われています。麻しんウイルスが原因で、感染力が強く、肺炎等の合併症を引き起こすこともあります。MRとは、麻しん・風しん混合ワクチンのことです。

ら行

●療育手帳

「療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）」により知的障がい児・者に対する各種の援助を受けやすくするため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された方に対して交付されます。障がいの程度により重度の側からA1、A2、B1、B2の4つの区分があります。また年齢や障害の程度により再判定が必要となります。

●労働力率

15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」の人数を15歳以上の人口で割った値です。